

府立学校等教育施設低濃度P C B含有廃棄物収集・運搬業務仕様書

業務名	府立学校等教育施設低濃度P C B含有廃棄物収集・運搬業務
履行場所	京都市伏見区桃山毛利長門西町 地内他 (別紙-1 参照)
履行期間	契約締結日から令和8年12月28日まで

(業務の目的)

京都府教育委員会が管理する京都府総合教育センター他の施設において所有している物品の一部に低濃度P C Bが含有されているものがある。

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、低濃度P C B廃棄物を収集・運搬するものである。

(法令等の遵守)

委託業務の実施にあたっては、以下の関係法令及び環境省が定めるガイドラインの最新版を遵守するものとする。また、消防法、労働安全衛生法及びその他現行諸法令を遵守するとともに、関係各所への一切の責任を負うものとする。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法
- ・ 低濃度P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン 等

(廃棄物の数量について)

別紙-1 参照とする。

(廃棄物の保管場所等について)

別紙-2 参照とする。

(業務内容)

本業務は、以下の内容により実施する。

- (1) 作業計画書及び工程表の提出（契約締結15日以内の提出）
- (2) 履行期間内での低濃度P C B廃棄物の履行場所から処理施設までの収集運搬
- (3) 業務処理状況報告の提出
 - (ア) 処理結果を記した報告書（写真を含む。）
 - (イ) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

(各公所からの搬出日時)

各公所の担当者と連絡を取り、搬出日についてはそれぞれ打ち合わせる。

(その他)

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき必要な許可または認定を受けているものとする。また、その写しを契約締

結時に提出すること。

- (2) マニフェストは受注者において用意し、発注者へ提出すること。
- (3) 関係各所との調整及び委託業務の実施に当たって必要となる関係各所への申請・届出については、全て受注者の負担により実施しなければならないものとする。
- (4) 本業務の遂行に必要な人員、機材等を確保していること。
- (5) 別紙-1における対象公所数等に変更が見られた場合、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。
- (6) その他、この仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めること。